

イ 扶養親族等申告書の提出がない人の源泉徴収税額の計算

改正前	改正後
$\left[ \begin{array}{l} \text{公的年金等} \\ \text{の支給金額} \end{array} - \text{控除額} \right] \times 10.21\%$	$\left[ \begin{array}{l} \text{公的年金等} \\ \text{の支給金額} \end{array} - \text{控除額} \right] \times 5.105\%$

ロ 扶養親族等申告書の提出がない人の控除額の計算

改正前	改正後
公的年金等の支給金額 $\times 25\%$	$\left[ \begin{array}{l} \text{公的年金等の支} \\ \text{給金額(月割額)} \end{array} \times 25\% + 65,000 \text{円} \right] \times \begin{array}{l} \text{支給} \\ \text{月数} \end{array}$ <sup>(注1)</sup>

- (注) 1 計算した金額が最低保障額（その公的年金等の支払を受ける居住者が 65 歳未満である場合には 90,000 円、65 歳以上である場合には 135,000 円）に満たない場合には、最低保障額となります。
- 2 国内において公的年金等の支払を受ける居住者は、原則として、「扶養親族等申告書」を提出しなければならないこととされていましたが、この改正により、源泉控除対象配偶者や障害者などを対象とする控除を受けない場合には、「扶養親族等申告書」を提出する必要はないこととなりました。
- ② 扶養親族等申告書に公的年金等の支払を受ける居住者が氏名を自署した場合には、その者の押印を要しないこととされました。
- ③ 扶養親族等申告書の記載事項から、同一生計配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合の人数が除外されました。

**10 源泉徴収及び確定申告における配偶者に係る控除の適用の見直しが行われました。**

この改正は、令和 2 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等及び公的年金等並びに令和 2 年分以後の所得税について適用されます。

- (1) 給与等又は公的年金等の源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用については、夫婦のいずれか一方しか適用できないこととされました。
- (2) 居住者の配偶者が、給与等や公的年金等の源泉徴収において源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けている場合（その配偶者がその年分の所得税につき、年末調整をして配偶者特別控除の適用を受けなかった場合又は確定申告書の提出をして配偶者特別控除の適用を受けなかった場合等を除きます。）には、その居住者は、その年分の所得税の確定申告において配偶者特別控除の適用を受けることができないこととする等の所要の措置が講じられました。

**11 中核市の長から療育手帳の交付を受けている者が障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者に加えられるとともに、その療育手帳が障害者等確認書類等の範囲に加えられました。**

**12 令和 2 年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会（以下「大会」といいます。）に参加等をする非居住者及び外国法人に係る課税の特例が創設されました。**

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間における大会への参加等に係る一定の国内源泉所得について適用されます。

- (1) 大会に参加をし、又は大会関連業務<sup>(注)</sup>に係る勤務その他の人的役務の提供を行う一定の非居住者が支払を受ける一定の国内源泉所得については、所得税を課さないこととされました。
- (注) 大会関連業務とは、大会の円滑な準備又は運営に関する一定の業務をいいます。以下同じです。
- (2) 大会関連業務を行う一定の外国法人が支払を受ける一定の使用料については、所得税を課さないこととされました。